

浅川ダム施工技術委員会実施要綱

(目的)

第1条 浅川ダム建設工事（以下「工事」という。）において、設計図書の品質を確保し、適正かつ円滑な工事の執行を図り、工事の施工に関する判断に資することを目的に、浅川ダム施工技術委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、工事の施工に関し、長野建設事務所長の求めに応じ、次の事項について、討議するものとする。

- (1) 品質確保に関する事。
- (2) 工程管理に関する事。
- (3) 安全対策に関する事。
- (4) 環境保全対策及び建設副産物処理に関する事。
- (5) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

2 委員会は、前項各号の事項の妥当性について意見交換を行い、意見を取りまとめるものとする。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、委員6名で構成する。

2 委員は、中立かつ公正の立場で客観的に前条第1項各号の事項について、討議を行うことができるダム工事に精通した専門家及び学識経験者等のうちから、長野県建設部長が委嘱する。

3 委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、これを公表する。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

9 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長が委員会に諮り、会議を非公開とすることができる。

- (1) 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について討議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な討議に著しい支障が生じると認められるとき。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者を討議に参加させることができる。

(意見の提出)

第5条 委員会は、第2条第1項各号に掲げる事項に関して取りまとめられた意見について、長野建設事務所長に提出するものとする。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、長野県建設部河川課及び長野建設事務所浅川改良事務所において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月2日から施行し、工事の完成をもって廃止する。